

変更対比表（令和 8 年度兵庫県立都市公園の指定管理者の公募）

R8.8.6 掲載開始

資料名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）																											
淡路島公園 ・ 石の寝屋 緑地 各資料集 (P1)	●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table><tr><th>年 度</th><th>基準額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>R9</td><td>76,907 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R10</td><td>76,907 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R11</td><td>76,907 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R12</td><td>76,907 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R13</td><td>76,907 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr></table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。 ※消費税は 10% で設定しています。	年 度	基準額	備 考	R9	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む	R10	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む	R11	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む	R12	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む	R13	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む	●年度毎の基準額（例：淡路島公園（ハイウェイアスゾーンを除く）） 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table><tr><th>年 度</th><th>基準額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>令和 9 年度 ～令和 13 年度</td><td>76,907 千円</td><td>人件費 20,694 千円 人件費以外 56,213 千円</td></tr></table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。記載の額は消費税及び地方消費税を含む。 ※備考に記載した額は基準額算出にあたり算定した、賃金スライド等を使用する額であり、応募にあたり各費用を当該額に合わせる必要はありません。	年 度	基準額	備 考	令和 9 年度 ～令和 13 年度	76,907 千円	人件費 20,694 千円 人件費以外 56,213 千円			
年 度	基準額	備 考																											
R9	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R10	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R11	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R12	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R13	76,907 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
年 度	基準額	備 考																											
令和 9 年度 ～令和 13 年度	76,907 千円	人件費 20,694 千円 人件費以外 56,213 千円																											
甲山森林公園 資料集 (P1)	●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table><tr><th>年 度</th><th>基準額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>R9</td><td>38,312 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R10</td><td>38,312 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R11</td><td>38,312 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R12</td><td>38,312 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr><tr><td>R13</td><td>38,312 千円</td><td>消費税及び地方消費税を含む</td></tr></table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。	年 度	基準額	備 考	R9	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む	R10	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む	R11	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む	R12	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む	R13	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む	●年度毎の基準価格 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table><tr><th>年 度</th><th>基準額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>【前期】 令和 9 年度 ～令和 13 年度</td><td>38,312 千円</td><td>人件費 20,924 千円 人件費以外 17,710 千円 利用料金収入 322 千円</td></tr><tr><td>【後期】 令和 14 年度 ～令和 18 年度</td><td>5 年目に、協議により決定</td><td>後期の基準額は、利用料金収入や人件費変動等の状況を踏まえ協議します。</td></tr></table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。記載の額は消費税	年 度	基準額	備 考	【前期】 令和 9 年度 ～令和 13 年度	38,312 千円	人件費 20,924 千円 人件費以外 17,710 千円 利用料金収入 322 千円	【後期】 令和 14 年度 ～令和 18 年度	5 年目に、協議により決定	後期の基準額は、利用料金収入や人件費変動等の状況を踏まえ協議します。
年 度	基準額	備 考																											
R9	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R10	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R11	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R12	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
R13	38,312 千円	消費税及び地方消費税を含む																											
年 度	基準額	備 考																											
【前期】 令和 9 年度 ～令和 13 年度	38,312 千円	人件費 20,924 千円 人件費以外 17,710 千円 利用料金収入 322 千円																											
【後期】 令和 14 年度 ～令和 18 年度	5 年目に、協議により決定	後期の基準額は、利用料金収入や人件費変動等の状況を踏まえ協議します。																											

変更対比表（令和 8 年度兵庫県立都市公園の指定管理者の公募）

資料名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）
	※消費税は 10% で設定しています。	及び地方消費税を含む。 ※備考に記載した額は基準額算出にあたり算定した、賃金スライド等に使用する額であり、応募にあたり各費用を当該額に合わせる必要はありません。